

## インバウンド向け防災観光推進事業業務 仕様書

## 1. 委託業務の名称

インバウンド向け防災観光推進事業業務

## 2. 委託期間

契約締結日～令和2年3月31日まで

## 3. 委託業務の目的

東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、各団体が提供している多様な防災学習コンテンツを収集・整理し防災観光ツールを整備するとともに、国内外に向けて防災観光プログラムを発信することで、防災教育と観光を組み合わせたインバウンド向け防災観光の推進を図る。

平成29年度に「防災観光プログラム」を広く発信する基盤を整備し、平成30年度はプログラムを更に整備拡充し、海外メディアや専門家・教育旅行関係者の招請による国外への発信力の向上、防災コンテンツの更なる磨き上げやコンテンツの多言語化、受入団体の人材育成を目的とした研修による受入体制の強化を図ってきた。

平成31年度は、「防災観光」の魅力をより広く周知させることを第一に、前年度までに課題となっている施策について見直しを進め、更なるコンテンツの磨き上げを行うため、①ウェブサイトとコンテンツの改修・増強、②周知拡大に向けた活動、③受け入れ体制の強化を活動の3本の柱として推進する。

## 4. 仕様

## (1) ウェブサイトとコンテンツの改修・増強

## ①防災観光コンテンツ整備・多言語化

東日本大震災等を踏まえた防災学習コンテンツについて体系化し、まとめること。また、教育関係者・専門家・メディアを対象として作成し、インバウンド向けに多言語化すること。前年度事業の既存コンテンツを最新内容に更新し、新規のウェブサイト防災観光コンテンツ整備・編集数として、10件以上を追加すること。

360° 仮想ビューについては、現状の素材12件を追加増強すること。

既存の防災観光プログラム（タイ語、繁体字）に紐づいている防災コンテンツについては、タイ語、繁体字にも対応すること。

## ②ウェブサイトにおける防災観光ツールの改修・機能強化

前年度事業までで開設した既存ウェブサイトについて、一般ユーザーのニーズを踏まえた検索条件の追加、操作性の向上等、アクセシビリティの強化を行うこと。

## (2) 周知拡大に向けた活動

### ① ウェブ広告等による情報発信

ウェブ広告やリーフレットの作成・配布等によりウェブサイトへの誘導性を高め、ウェブサイトを広く周知させるようプロモーション・情報発信を実施すること。

### ② 海外の教育旅行関係者・防災関係者等の招請

教育旅行関係者や防災関係者等を合計 18 名以上招請し、実際に防災観光プログラムを体験してもらうことで、防災観光プログラムの評価及び磨き上げを行い、ターゲット市場（※主にタイ・台湾・欧米豪を想定）での周知拡大を図ること。招請された本人が感想を述べる様子を動画で撮影し、ウェブサイトに効果的に掲載すること。

### ③ 防災観光プログラムの旅行商品化と販売促進

上記②を踏まえて、防災観光プログラムをよりニーズに合うよう改善し、旅行商品の造成を促すとともに、旅行商品として定着を図る取組みを行うこと。

## (3) 受け入れ体制の強化

### ① 人材育成研修

東北の学校関係者・教育関係者が、防災学習をテーマとする海外の学校との交流受け入れができるよう、受け入れ体制を整備するため、主に宮城県内外の中小中高教員・教職員の学生などを対象とした人材育成研修を 5 回実施すること。

また、実施後のアンケート調査等を踏まえて来訪型の被災地学校防災研修モデルの開発を図ること。

## (4) 目標とする指標

上記(1)～(3)文中にある各数値要件(アウトプット)に加え、以下の成果目標(アウトカム)が達成されるよう図ること。

- ① 防災観光ツールの活用人数 80,000PV 以上。
- ② 教育旅行・防災関係者視察等の誘致件数 20 件以上。
- ③ 旅行商品造成数 15 件以上。
- ④ 来訪型の被災地学校防災モデル開発 2 種以上。

## (5) 報告書等の作成

上記の事業結果を取りまとめた上で、事業全体の報告書及び事業報告書概要版を作成し、指定する納入期限までに宮城県及び仙台市に提出すること。

形式：A4

部数：10 部

納入期限：令和 2 年 3 月 31 日

※上記報告書を収録した電子データ(PDF 版)も提出すること。

※報告書と別途、防災コンテンツを編集したデータ(編集可能なファイル形式)を提出

すること。

(6) その他

本業務を円滑に遂行するため、宮城県及び仙台市への説明・連絡調整を行うこと。

5. 業務実施にあたっての留意事項

- (1) 本事業の実施にあたっては、宮城県及び仙台市と連携を図りながら行うものとする。
- (2) 業務の進捗状況は、幹事市である仙台市に随時報告し、協議しながら業務を進めること。また、業務完了時には実施結果についてとりまとめ報告すること。

6. 契約に関する条件等

(1) 成果品の利用（二次利用等）

本業務による成果品の著作権は宮城県及び仙台市に帰属するものとし、また、宮城県及び仙台市は本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。

(2) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及びき損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受注者は、本業務に関して取扱う個人情報について、事前に委託者の了解を得た場合を除き、原則として、複製及び複製しないこととする。また、本業務に関連する個人情報は、使用后速やかに処分すること。

7. その他

- (1) 本業務を遂行することに伴う宮城県及び仙台市への説明・連絡調整については必要に応じて随時行うこととする。
- (2) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議の上決定する。
- (3) 本業務にあたり取得した備品・設備品等については、契約終了時に使用価値及び残存価値を有する場合、宮城県及び仙台市が所有権を放棄する場合を除き、宮城県及び仙台市に所有権が帰属するものとする。